環境省ローカル SDGs 地域循環共生圏づくりプラットフォーム
公式ＳＮＳ運用方針

環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室

本方針は、環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室（以下、「当室」という。）が実施する「環境省ローカル SDGs 地域循環共生圏づくりプラットフォーム」のソーシャルネットワークサービス（以下、「共生圏推進室公式 SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

１　共生圏推進室公式 SNS

当室が運用する共生圏推進室公式 SNS の種類、名称、アドレス等は、「環境省ローカル SDGs 地域循環共生圏づくりプラットフォーム 公式ＳＮＳ運用規則」で定める。

２　基本方針

（１）共生圏推進室公式 SNS は、地域循環共生圏づくりに資する情報を発信することを通じ、利用者に地域循環共生圏づくりへの理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的として運用する。

（２）共生圏推進室公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、共生圏推進室公式 SNS で投稿する記事、音声、動画等（以下、「記事等」という。）は、全て無償で提供する。また SNS 運営会社による、投稿記事等の宣伝のための外部サイトへの配信機能がある場合はオフにする。

（３）投稿記事等に対するコメント機能はオフにし、原則としてコメントを受け付けない。意見・問い合わせについては「MOE メール（https://www.env.go.jp/moemail/）」において受け付ける。

３　運用方法

共生圏推進室公式 SNS は当室が運用し、次の情報等を発信する。

・「地域循環共生圏」の具体的な取組に繋げるためのコンテンツ
・「地域循環共生圏」の概念・意義の理解を促すコンテンツ
・上記以外の地域循環共生圏づくりに資する情報

４　免責事項

（１）共生圏推進室公式 SNS の掲載情報の正確性については万全を期しているが、当室は次に掲げる事項について、その責任を負わない。

・利用者が共生圏推進室公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為
・利用者によって投稿された共生圏推進室公式 SNS に対する「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等
・共生圏推進室公式 SNS に関連して、利用者間又は利用者と第三者間で生じたトラブルや紛争

（2）「リプライ」、「コメント」等の投稿にかかる著作権の取扱いは、ソーシャルネットワークサービスの規定に準ずる。

5　利用者による不適切な書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく書き込みの削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

・法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
・政治、宗教活動を目的とするもの
・著作権、商標権、肖像権など環境省又は第三者の知的所有権を侵害するもの
・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
・人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
・本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
・他の利用者、第三者等になりすますもの
・わいせつな表現などを含む不適切なもの
・当室の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
・当室の発信する内容に関係ないもの
・ソーシャルネットワークサービスに規定する利用規約、コンテンツポリシー及びガイドライン等に反するもの
・その他、当室が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6　著作権について

共生圏推進室公式 SNS の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、環境省に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は、適宜の方法により、必ず出所を明示すること。

7　運用方針の周知・変更等

本方針の内容は環境省 HP に掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告

知なく変更する場合がある。

８　管理者及び業務担当者

（１）共生圏推進室公式 SNS は当室が管理し、当該業務の請負事業者が適切に情報発信等の業務を実施する。

（２）共生圏推進室公式 SNS における情報発信等の一部は、請負業務として当室が選定した請負事業者に行わせることができる。

（３）請負事業者が行う情報セキュリティ対策は規則で定めるものとし、請負事業者の個人情報保護方針は、請負事業者の定める方法により明示する。

令和８年　９月 11 日施行